

令和 年 月 日

糸魚川市議会議長 古畑 浩一 様

糸魚川市議会政治倫理審査委員長 東野 恭行

審 査 結 果 報 告 書

令和 8 年 6 月 18 日付で提出された審査請求について、糸魚川市議会政治倫理規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 審査の対象となった議員の氏名
近藤 新二 議員

- 2 審査の対象となった事由
令和 7 年 12 月 12 日開催の総務文教常任委員会において途中退席したこと、及びその後の当該行為に対する説明内容に関する疑義があると思われる部分について、糸魚川市議会政治倫理規則第 3 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の政治倫理基準に違反する疑い。

- 3 審査結果
糸魚川市議会政治倫理規則第 3 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項の政治倫理基準に違反する行為があったものと認定する。

【理由】

令和 7 年 12 月 12 日の総務文教常任委員会において、

- ・議員、行政職員に対し、歯医者に行くと言いつき、委員会を退席した点
- ・委員長を始め、誰も退席を認めていないにもかかわらず、委員会を退席した点
- ・公務の常任委員会ではなく、私用の酒席を優先した点

・委員会活動において、所管事項調査は出席しなくてもいいという認識があった点
及び、令和 7 年 12 月 16 日に行われた、正副議長、議会運営委員長、総務文

教常任委員長、議会事務局による事実確認の聞き取りにおいて、

- ・最終的に嘘をついたことは認めたが、聞き取り者に対し、歯医者に行ったという嘘をつき通そうとした点

は、議員の品位と名誉を損なう行為であり、糸魚川市議会政治倫理規則第3条第1項第1号に違反するものと認定した。

また、その後の対応において、

- ・支援者等に対する説明において、総務文教常任委員長が委員会の退席を認めたと取られかねない説明、対応をした点
- ・令和8年1月31日に後援会で決定した、総務文教常任委員長発言の訂正説明対応を、対象者リストを作成せず、完了日も決めずに行い、令和8年4月6日の段階で終了していない、未確認であった点
- ・令和8年3月16日に議会運営委員長から通達された、
 - ・総務文教常任委員長への謝罪
 - ・クラブ長としての見解を示すこと
 - ・総務文教常任委員会での謝罪
 - ・謝罪文の配布

以上4点の対応について、令和8年5月29日完了という2か月以上の時間が経過している点

は、自身が引き起こした問題という意識の欠如、及び自ら潔い態度をもって問題の解決を行う対応の遅さがある。よって、糸魚川市議会政治倫理規則第3条第2項に違反するものと認定した。

なお、委員会における委員長と議長に関する認識や、支援者等に対する説明における対応の点は、糸魚川市議会政治倫理規則第2条及び第3条第1項第7号にも違反しているものと認定した。

4 審査委員会の意見

糸魚川市議会政治倫理規則第8条第1項の規定にある、審査結果に対する措置としては、「辞職勧告を行うこと」とするのが相当である。

5 審査の概要

別紙審査経過概要のとおり

審査経過概要

1 審査会の設置

令和8年6月18日付で、東野恭行議員、田原洋子議員、保坂悟議員の3名から議長に対し審査請求書が提出された。

令和8年6月24日の本会議の日程事項において議長より委員が任命され、政治倫理審査委員会が設置された。

委員長	東野	恭行
副委員長	田原	洋子
委員	田中	立一
	宮島	宏
	阿部	裕和
	中村	実
	保坂	悟

2 会議開催状況

- | | | |
|-----|----|-------------------------------|
| (1) | 日時 | 令和8年6月24日（水） |
| | 内容 | 第1回委員会を開催し、正副委員長を互選した。 |
| (2) | 日時 | 令和8年7月1日（水）第2回委員会 |
| | 内容 | 今後の進め方について協議を行った。 |
| (3) | 日時 | 令和8年7月21日（火）第3回委員会 |
| | 内容 | 近藤新二議員に対し、審査請求の項目ごとに聞き取りを行った。 |
| (4) | 日時 | 令和8年8月5日（水）第4回委員会 |
| | 内容 | 審査結果報告の協議を行った。 |